

医療法人中村会

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

運営規程

(事業の目的)

第1条

この規程は、医療法人中村会が開設する訪問リハビリテーションあさひな（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を務めるものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように、その居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、並びにその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

- (1) 名 称 訪問リハビリテーションあさひな
- (2) 所在地 横浜市金沢区朝比奈町 107

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 理学療法士 1人(常勤兼務)
- 作業療法士 1人(常勤兼務)
- 言語聴覚士 1人(非常勤兼務)

訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)を作成し、指定訪問リハビリテーション等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする(祝日は営業する)。
但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第6条

指定訪問リハビリテーション等は、主治の医師の指示に基づき、利用者の心身機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に沿って行う。

(指定訪問リハビリテーション等の利用料その他費用の額)

第7条

- 1 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートルあたり100円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書

で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印をうけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、横浜市金沢区釜利谷全域、六浦全域、朝比奈町、東朝比奈、大道、高舟台、大川、柳町、泥亀、谷津町、片吹、西柴、能見台（一部）、富岡（一部）栄区上郷町、東上郷町、庄戸、長倉町、野七里、上之町、犬山町、桂台全域、公田町、尾月、亀井町、中野町、若竹町、元大橋、鍛冶ヶ谷1丁目とする。

(苦情処理)

第9条

- 1 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第10条

- 1 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第11条

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条

- 1 従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人中村会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。